

琉球大学学術リポジトリ

内戦に適用される国際人道法：その拡大の可能性

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樋口, 一彦, Higuchi, Kazuhiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1823

内戦に適用される国際人道法——その拡大の可能性——

樋 口 一 彦

目 次

- I はじめに
 - II 「内戦に適用される国際人道法」の作成
 - III 国際紛争に適用される国際人道法の内戦への適用
 - IV 政府と反徒間の国際人道法適用の合意
 - V おわりに
- I はじめに

国際人道法は、基本的に、内戦（国際的性質を有しない武力紛争^①）において適用される法と、国際的武力紛争において適用される法との二元的構造を有する。この二元的構造は、交戦資格（*facultas bellandi*）を持つものどうしとの間の紛争であるか、それとも、一方の当事者がこれを持たないかによって生じる。交戦資格を持つものどうしの間においては、互いに相手を「自国」と対等な地位を有するものであることを前提としており、対等な敵として認め

あっているのである。武力に訴えることそのものの国際法上の合法性の問題 (*ius ad bellum*) とは別に、対等な敵として武力行使を行なう資格を認めているのである。武力行使を行なう資格を持つということは、戦闘行為を合法的に行ないうる、ということであり、その戦闘行為による破壊から生じる損害について、国際人道法上は責任を負う義務はない。そして、その戦闘行為を実際に行なう戦闘員は、合法的に行動しているものであり、戦闘への参加を理由として処罰されることはない。他方、交戦資格を持つ団体と持たない団体との間の戦闘においては、互いにこのような権利・資格を認めておらず(特に前者が後者のそれを認めない)、このことが、互いの戦闘員を敵対行為への参加のみを理由として処罰し得る事にあらわれる。国際人道法は、基本的に、戦闘行為そのものを合法として、ただ、できるかぎりその被害・影響を少なくするための法である。この目的から、不必要な破壊、戦闘に勝利する上で必要ない残虐行為を禁止する。不必要な破壊が違法であるということは、軍事作戦上必要な破壊は合法でなければならないのである。軍事作戦上必要な破壊を合法的として認めあわないもの間においては、基本的に、国際人道法は成立しないのである。

国家を代表する既存の政府は、自国の反徒(多くの場合、既存の政府にとってかわろうとするかあるいは分離独立を目的とする)にこの交戦資格を正式に認めることはほとんどない。武力をもちいて政府を転覆したり国土の分離を試みることは国家の重大犯罪であり、重大な秩序破壊行為だからである。たとえ反徒が政府と拮抗する実力を有する場合といえども政府が反徒を交戦資格を有する交戦者とは認めない。しかし、反徒が政府と拮抗する実力を持ち、内戦が国際戦争と何ら変わらない状況が生じると、国際人道法を適用すべき実際上の必要性が生じてくる。

国際法学において「交戦団体承認」という制度が説かれてきたのはこのためである。しかし、諸国の最近の実行においては、この制度が用いられるのではなく、公式には反徒の構成員を秩序破壊の犯罪者としながら、実際は事実

上戦闘員として扱い国際人道法を適用するという二律背反の使い分けを行ってきたといえると思われる。

交戦団体承認が公式にはなされず、したがって内戦において国際人道法が明確な形で適用されることはなく、たとえ事実上適用される側面があっても法的義務としてなされているのではないために、内戦において残虐行為が行なわれていても、国際法に反するものではないこととなり、ここに明らかな法的空白が生じるのである。³⁾

この空白を埋めるためには、内戦に国際人道法を適用する他の方法をも考えなければならない。ありうる方法としては、次の三つが考えられる。

- 1 国際人道法のなかで、特に基本的と考えられる最小限の規則のみを内戦に適用する。
- 2 特定の形態の内戦には、国際人道法全体を適用する。
- 3 政府と反徒との間で国際人道法の適用につき合意することを促進する。

このそれぞれの可能性について、以下で検討していきたい。

注

(1) 本稿において「内戦」と「国際的性質を有しない武力紛争」とは同義とする。

(2) ただし、武力紛争中における人権条約規定の適用によって、この空白が埋められる部分もある。

Ⅱ 「内戦に適用される国際人道法」の作成

国際紛争に適用される国際人道法とは別に、内戦にのみ適用される国際人道法の規則としては、一九四九年ジュネーヴ諸条約共通第三条^①がその最初のものである。この一九四九年の外交会議において、内戦にのみ適用される規則の作成が最初から意図されたのではなく、もともと、内戦においても作成されるジュネーヴ諸条約全体を適用することについて議論されたのである。しかし、内戦においてジュネーヴ諸条約全体を適用することについては反対する諸国が多く、他方、内戦においても人道法の適用を規定すべきであるとの主張も強かったことから、両者の妥協として、ジュネーヴ諸条約のなかの基本原則で、かつ、紛争当事者の法的地位に影響を与えないもののみを内戦〔国際的性質を有しない武力紛争〕——このことばの定義はおかれなかった）に適用することとなったのである。^②

国際紛争に適用される国際人道法とは別に、内戦に適用される国際人道法を規定するというアプローチは、一九七七年のジュネーヴ諸条約第二追加議定書においても引き継がれた。基本的に、この第二議定書は、共通第三条へ追加されるものとして作成されたものだからである。（このほか内戦に適用される国際人道法の条約規定としては、「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」第一九条がある。これは、共通第三条の方式をほとんどそのまま移し替えたものである。）

これらの内戦に適用される国際人道法の諸規定の特徴としては、以下の点を指摘できる。

- (1) 国際紛争に適用される条約規定と比べて、はるかに条文数が少ない。（いわゆるハーグ規則に関しては、特に規定が少ない。）

- (2) 戦闘員資格に関する規定を含まない。
 (3) 違反者の処罰に関して不明確である。

まず、(1)の点に関しては、もともと内戦の状況・特殊性を考慮して条文化成がなされているというよりも、国際紛争に適用される国際人道法の条約規定のなかで、基本的あるいは最低限必要と考えられる規則のみを内戦に適用される国際人道法の条約規定としていることから、必然的に条文の数は少なくなる。ハーグ法の規定が特に少ないのは、ハーグ法の基本条約である一九〇七年ハーグ陸戦規則において内戦に適用される条文が含まれていないこと、一九四九年のジュネーブ諸条約共通第三条は、基本的にジュネーブ法である一九四九年のジュネーブ諸条約のなかの基本原則であること、そして、一九七七年のジュネーブ諸条約第二追加議定書は、ハーグ法も取り込んだ第一議定書と並行して作成され、外交会議での委員会採択段階まではハーグ法分野についてもかなり多くの規定を含んでいたが、最終的にはこれらのほとんどが削除されて現在の形になったこと^③、などによる。

次の(2)の点は、(1)の点とも関連するが、内戦に適用される国際人道法の本質にかかわるものである。国際紛争に適用される国際人道法は、交戦資格 (*facultas bellandi*) を持つものの中で適用され、戦闘行為を行ないうる者 (戦闘員) をこの交戦資格を有する団体の軍隊構成員に限定している。この戦闘行為を行ないうる者の定義あるいは範囲をどのように定めるかについては古くから争われてきた問題であるが、内戦における反徒はこの交戦資格を持たず、その構成員も国際法上の戦闘員資格を持たないのであるから、当然に戦闘員資格に関する規定を含まないこととなる^④。

そして、(3)の点についてであるが、ハーグ陸戦規則においては、違反者個人の処罰についての明確な規定は、第

四一条の休戦規約の違反に関して以外には見当らない。しかし、この規則の違反者を捕らえた敵国が処罰し得ることについては慣習法的に確立していたと考えられ、第二次大戦後の戦争犯罪人の裁判においてもこの点についてはあまり問題とされなかった。そして、一九四九年のジュネーヴ諸条約においては、この四条約のそれぞれに定義される「重大な違反行為」について締約国が有効な刑罰を科する制度が設けられた。一九七七年第一議定書ではこの「重大な違反行為」についてさらに拡大している。「重大な違反行為」については、その違反者を捕らえた国が処罰しうるだけでなく、諸条約の締約国全体がこの違反者に有効な刑罰が科されるよう協力しなければならないのである。これに対して、内戦に適用される国際人道法の違反者の処罰に関しては、少なくとも、条約文中に明文の規定はない。第二議定書第六条は、「武力紛争に係る犯罪」の訴追・処罰に関する規定であるが、これは特に国内刑法違反となる敵対行為への参加を主に指すものと思われる。少なくとも、この第六条の全体構造は、「武力紛争に係る犯罪」の訴追・処罰を確実に行なうことによって、法の履行確保をすすめるというものではなく、「武力紛争に係る犯罪」によって訴追される者に手続き上の保護を与えることを目的とするものである。このことは、この第六条の第五項の規定からも明らかである。少なくともこれまでの内戦に関する国際人道法の条約規定において、違反者の処罰を確実に行なうことによって履行の確保をはかるということは、考えられてこなかった。これらの特徴、というより限界は、基本的に、反徒がこれらの条約規定の当事者ではない、ということに由来する。反徒はこれらの条約規定の当事者ではなく、これらの条約規定に拘束されない。したがって、既存の政府が、他の条約当事国に対する義務として、反徒に対しては一方的に拘束されるという人権条約のような性質を持っているのである。それ故、政府と反徒の間には相互性が働かない。国際人道法の適用において相互主義が前提とされるかどうかは議論のある問題である。一九四九年のジュネーヴ諸条約共通第一条はこの相互主義の適用を排除するも

のである、ともいわれる¹¹。しかし、国際人道法の規則の形成にあたっては、相手側も守ることを念頭におく場合とそうでない場合とでは自ずから異なるところをええない。一方的に負担を負うことを前提として詳細な義務を規定することはやはり困難であり、それ故内戦に適用される国際人道法は、原則的・最低限的規定に留まらざるをえない。

内戦に適用される国際人道法の違反者個人に対する刑事的処罰に関しては、上記のように、条約上は明確な規定が置かれていないが、法的に可能かどうかについては検討を要する問題である。Peter ROWEは、共通第三条・第二議定書によって課される義務は個人に課されるのではなく、したがって、個人をこれらの条約規定違反によって処罰することはできない、とする¹²。しかし、ルワンダ戦争犯罪裁判所規程では、共通第三条・第二議定書の重大な違反行為を行なった者およびこれを行なうよう命じた者を訴追することとしている¹³。一九九四年四月六日以後ルワンダで五〇万人（あるいは一〇〇万人近く）も非武装の市民が殺害され、そして、これは、（旧政府側の）フツ族が、フツ族に対して組織的・計画的になされたものとされるが¹⁴、裁判の対象となるのはフツ族側者には限られないようである。（もっとも、この裁判自体ルワンダの新政府の求めによるものであり、旧政府に属する者が主たる対象であることには変わりがない。）安保理決議九三五に従って作られた独立専門家委員会の暫定報告書¹⁵において、戦争犯罪、平和に対する罪あるいは人道に対する罪に関して国際法上個人が責任を負うことがニュールンベルグ裁判において確立され、この同じ原則が旧ユーゴスラビア国際刑事裁判及びこのルワンダ専門家委員会を導いている、とされる¹⁶。この暫定報告書では、もちろん、ルワンダ紛争を内戦（非国際的武力紛争）としているが¹⁷、個人の処罰に関しては、この国際紛争と内戦の相違をまったく考慮していない。この裁判がルワンダの現政府の求めによるものであること、そして、国内裁判として行なった場合単なる報復となり得ることを考慮したものであるこ

とからすると、ルワンダの国内刑事裁判の代替物としての性格が強い。政府軍の兵士は、秩序維持のための武力行使を認められているとすれば、その必要をこえた残虐行為は処罰の対象になりうるであろう。これが罪刑法定主義に反するかどうかはルワンダの国内法の問題である。つまり、内戦に関する国際人道法の条約規定において個人の処罰に関して規定がないとしても、これを禁じるものではないかぎり、国内裁判としては行ないうるし、また、その国家(政府)の要請により国際裁判という形態を取ることも可能であろう。しかし、内戦における国際人道法違反による処罰という問題は、国内刑法の適用と切り離して考えることは困難である。国内刑法の適用を排除しないことがまさに内戦における国際人道法適用の前提条件だからである。ルワンダの戦争犯罪国際裁判もその内実はルワンダ国内刑法の適用ではないだろうか。ただ、それを国際裁判にすることと、適用法規を国際法とすることによって単なる報復ではないことを内外に印象付けることを狙ったものではないか。いずれにせよ、内戦に適用される国際人道法の適用が国内刑法の適用を排除しないかぎり、国際人道法独自の個人に対する処罰制度は発展できないと思われる。²⁰⁾

注

(1) UNITS, vol.75 pp.136-139.

(2) この点について詳しくは、藤田久一「『国際的性質を有しない武力紛争』(二)——一九四九年ジュネーブ諸条約第三条をめぐって——」金沢法学一六巻一／2号参照。

(3) この経緯については、竹本正幸「一九四九年ジュネーブ諸条約に追加される二つの議定書について(二・完)」国際法外交雑誌第七七巻第3号六四〇六六頁、及び、樋口一彦「ジュネーブ諸条約第二追加議定書における反徒の地位」関西

大学大学院 法学ジャーナル 第五〇号二七～二八頁参照。

(4) この問題については、樋口一彦「一九七七年ジュネーブ諸条約第一追加議定書における戦闘員の資格(一)(二)」
関西大学大学院 法学ジャーナル 第四四号・第四五号参照。

(5) もっとも、一九七七年の第二議定書作成にいたる起草過程のなかで、この交戦者資格類似の規定の導入が検討された
ことがある。(樋口一彦「ジュネーブ諸条約第二追加議定書における反徒の地位」関西大学大学院 法学ジャーナル
第五〇号二〇～二四頁)

(6) この点に関して、Frits Kalshoven, *Constraints on the Waging of War* (1987, ICRC) p. 57. 参照。

(7) たとえば、高柳賢三『極東裁判と國際法』(有斐閣、昭和三年)六九頁、横田喜三郎『戦争犯罪論』(有斐閣、昭和
三年)一三九頁、参照。ただし、山本章二教授は、「たしかに従来の國際慣習法上も、各国は、敵国民が捕えられる前
に犯した戦争の法規・慣例違反の行為について、これらの者を訴追し処罰する権能をみとめられていた。しかし、この
ような権能の根拠として、その処罰が直接に國際法に基づいて行われるもの(國際法違反の犯罪)か、それとも単に本
国または抑留国の内國刑法に準拠して行われうるものなのかについては、争いがあったのである。したがって、上記の
ように、戦後の國際軍事裁判所が、これらの「通例の戦争犯罪」についても、これを「國際法違反の犯罪」とみなし、
國際法に直接に準拠して個人責任を追及できると認定したことは、従来の水準を超える創設的なものであった、とみる
ほかない。」と述べておられる。(山本章二『國際刑事法』(三省堂、一九九一年)一一六頁)

(8) 第一條約第四九条乃至五一條、第二條約第五〇条乃至五二條、第三條約第一二九条乃至一三二條、第四條約第一四六
条乃至一四八條。

(9) 第八五條

- (10) この点に関しては、樋口一彦「シネネーヴ諸条約第二追加議定書における反徒の地位」関西大学大学院 法学ジャーナル第五〇号参照。
- (11) 赤十字国際委員会発行 榎本重治・足立純夫 共訳 『シネネーヴ条約解説Ⅲ』(朝雲新聞社) 一九二〇頁
- (12) Peter ROWE, "War Crimes and the Former Yugoslavia", *Revue de Droit Militaire et de Droit de la Guerre* XXXII-4 (1993) pp.331-333.
- (13) S/RES/955 (1994), Annex, Statute of the International Tribunal for Rwanda, Article 4.
- (14) この規程の第二条ではシネノサイド、第三条で人道に対する罪が規定される。ルワンダでの残虐行為に対する処罰という点では、最初からシネノサイドに重点がおかれていた(S/RES/925ではシネノサイド行為にのみ言及がなされ、S/RES/985では「シネノサイド行為を含む国際人道法の組織的広範かつ大幅な違反」という表現が用いられている)。
- (15) S/1994/1125 paras.41-44.
- (16) S/1994/1115 Annex, S/RES/955 この裁判所設置決議においてルワンダは反対票を投じているが、それは裁判所設置自体に反対なのではなく、処罰の対象となる期間が短かすぎることを、および、検察官をルワンダ裁判の専任とし判事の数も増やすべきであるという主張に基づいたからである(Colin Warbrick, "International Criminal Law" *International and Comparative Law Quarterly* Vol.44 . part 2 (1995) p.472.)。
- (17) S/1994/1125
- (18) *Ibid.*, paras.126-128.
- (19) *Ibid.*, para.91.
- (20) *Ibid.*, para.136.

(21) 学説のなかにも、戦争犯罪の処罰に関して国際紛争と内戦を区別しないものがある。たとえば、Hans-Heinrich JESCHECKは、「・・・戦争法規の範囲内にあると認められる行為については河らの刑事責任も課されない。単にその者が敵国民であることや、あるいは兵士として敵対行為に従事したことによっては、処罰されない。このことはたとえ交戦国の一方が国際法違反の戦争を行っている場合にも当てはまる。これらの諸原則は、一九四九年八月一二日の戦争犠牲者の保護に関する四つのジュネーブ条約の同一の文言の第三条の結果、一国の領域内の国際的性質を有しない武力紛争にも今日同様に適用される。」と説明している（Hans-Heinrich JESCHECK, "War Crimes", *Encyclopedia of Public International Law published under the auspices of the Max Planck Institute*, Vol. 4 (1982) p.295.）。しかしこれは明らかに誤解である。内戦においては、敵対行為への参加のみを理由に処罰される。共通第三条はこのことを妨げてはいない。

Ⅲ 国際紛争に適用される国際人道法の内戦への適用 — 国際化された内戦に対して国際紛争に適用される国際人道法を適用する試み —

内戦に適用される国際人道法についての限界に関しては前節でみたが、それでは内戦に、国際紛争に適用される国際人道法を適用することができないかが問われうる。伝統的な理論では、既存の政府による交戦団体の承認により、この国際紛争に適用される国際人道法（たる慣習国際法）が適用される、とのべられてきた。しかし、この交戦団体承認制度が特に最近においては用いられなくなっていることから、その他の方法が模索されてきたともいえる。

内戦に対して国際紛争に適用されるものと同じ国際人道法の条約規定を適用するという試みは、前節で述べたように、一九四九年の外交会議の際に失敗した。しかし、一九四九年ジュネーヴ諸条約の追加議定書作成のための準備作業のなかで、赤十字国際委員会（ICRC）は、ある特定の形態の内戦に対して、すなわち、外国軍の軍事介入によって国際化された内戦において、国際紛争に適用される国際人道法の適用を義務づけることを試みた。この試みについて少し詳しく跡付けてみよう。

注

(1) 交戦団体承認制度について、田畑茂二郎「国際法Ⅰ」(新版)(有斐閣、法律学全集五五)二八一～三〇二頁、林久茂「交戦団体承認についての一考察」法学論叢 六一巻6号参照。

(2) 田畑茂二郎、同書、二八九～二九〇頁参照。

(1) 一九七二～一九七二年政府専門家会議

一九四九年のジュネーヴ諸条約を発展させる試みは、実質的に一九六九年の赤十字国際会議から始まった。この試みのなかで内戦における犠牲者保護の問題はその主たる課題のひとつであったが、しかし、国際化された内戦に適用される人道法の問題は極めて困難なものだった。一九七七年のジュネーヴ諸条約追加議定書作成のための外交会議に至るまで、この試みを終始リードしたのは赤十字国際委員会（ICRC）であった。

国際化された内戦に適用される人道法の問題、すなわち、内戦当事者である合法政府または反徒に対して外国政

府が軍隊派遣による援助を行なった場合、いかなる人道法規が適用されるかという問題、は、反徒の地位にかかわる問題であるためはじめから困難が予想された。ICRCとしては、国際人道法の適用を拡大することが犠牲者の保護につながるものであるから、このような国際化された内戦においては国際人道法全体が適用されるべきことを主張した。そして、このICRCの見解について、一九六九年および一九七〇年に国際人道法の専門家と協議したところ、その専門家の見解はかなりICRCの考えに近いものであった。^①このICRCの諮問を受けた専門家の積極的な反応に力をえたICRCは、一九七一年と一九七二年に開かれた政府派遣専門家会議にこの問題を議題にのせた。

一九七一年の会議においては、ICRCは特に条文草案を準備しておらず、個々の問題について各国派遣の専門家と討議するという形で会議が進められた。まずICRCの代表がこの問題について、以下のようなICRCの提案を述べた。「非国際的武力紛争の場合において、一方または双方の当事者が第三国によって与えられる実戦部隊の援助を受けるとき、紛争当事者は、国際的武力紛争に適用される国際人道法全体を適用するものとする。『国際人道法全体』には、ジュネーブ諸条約だけでなく、ハーグ諸条約やその他の文書が含まれる。・・・ICRCは、戦争犠牲者のよりよい保護のために、この事態にできるかぎり国際人道法を拡大することのみを試みている。」このICRCの提案に対する政府派遣の専門家の反応はかなり消極的であった。たとえば、「既存の当局と反徒の間関係は、基本的な人道的保証に従うものの、国内刑法によってカバーされる」^②「既存の当局と戦う者が外国の援助を受けている」ということは、その紛争の非国際的性質を変化させない^③という見解が述べられた。また、若干の専門家は、ICRCの提案を受け入れることによって以下のような危険性が生じるとした。すなわち、「もしICRC提案が受け入れられれば、ある外国が反徒を助けるために国境を越えて軍隊を送り、まずはじめに、その隣国

の領域権を侵害するや否や、その侵略を受けた国がその自国の反徒を捕虜として、そしてその地域住民を占領地住民として取り扱わなければならないこととなる。従って反徒の活動を合法化し、これらの者を捕虜と資格づけるためには、ただ、反徒の活動と同時に外国が行動をおこし、その少しの軍隊を国境を越えて派兵すればよいことになってしまう。このことを受け入れられる政府はない。・・・従って、外国が介入するかしないかにかかわらず、反徒と合法政府との関係は、引き続き第三条に従われなければならない。もちろん、政府軍と外国軍との関係には第二条が適用される。」また合法的当局の側への外国の介入についても、「政府軍を増強する外国軍の到着は、何ら、合法政府と反徒との間の関係の性質を変化させるものではない。そのような関係は引き続き第三条に従うものであり、捕らえられた反徒は、捕虜に与えられる免除を享有しない。」と述べられた。⁵⁾ このように多くの専門家は、ICRCの提案とは反対に、外国によるいずれの側への介入の場合であっても、反徒に地位を与えることは拒否されるべきと結論づけた。⁶⁾ このように一九七一年の政府専門家会議ではICRCの提案に対して強い難色が示された。

この一九七二年会議での論議をふまえて、翌年の一九七二年に第2回目の政府派遣専門家会議が開催されることとなった。この一九七二年の会議では、ICRCが作成した条文草案について討議するという形がとられた。この国際化された内戦についての条文は、「一九四九年八月二二日のジュネーブ四条約共通第三条の追加議定書草案」第三五条および附属規則において規定された。

「一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約共通第三条の追加議定書草案

第三五条（「規則」）

国際的性質を有しない武力紛争の特別の場合に関する規則（以下「規則」という）は、本議定書の構成部分となすものとする。本議定書が適用される手続きは、「規則」に関するも有効である。

附 属 書

国際的性質を有しない武力紛争の特別の場合に関する規則

第一条（国際的性質を有しない武力紛争における外部の援助）

締約国の一国の領域内の国際的性質を有しない武力紛争の場合に、他国軍隊が敵対行為に直接参加するとき、紛争当事者間の関係は以下のように規律されるものとする。

(a) 既存の当局と、既存の当局に対立する当事者を援助する国との間の関係は、一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約およびその追加議定書によって規律されるものとする。既存の当局を援助する国と、既存の当局に対立する当事者を援助する国との間の関係にも、同じ条約が適用されるものとする。

(b) 既存の当局と、その当局に対立する当事者との関係は、少なくとも、共通第三条および本議定書の諸規定によって規律されるものとする。さらに、以下の場合には、紛争当事者は、すべての捕らえられた戦闘員に、一九四九年八月一二日の捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約に定められた捕虜の待遇を与えるものとし、そして、文民には、ジュネーヴ諸条約追加議定書の一般住民に関する第4部の諸規定を適用するものとする。

(1) 既存の当局のみが他国の援助を得ている場合

(2) 既存の当局とそれに対立する当事者の両方が他国の援助を得ている場合

(c) (省略)

このICRCの作成した条文章案は、一九七一年会議における提案からはかなり後退し、伝統的図式に近いものとなっている。すなわち、内戦の当事者である国家間において国際的武力紛争に適用される人道法が適用されることは、あまり異論がなく、また伝統的規則でも支持されている。問題は、外国軍が介入することによって内戦当事者たる反徒の地位が変わるのか、ということである。この点についてこのICRC草案では、既存の当局のみが他国の援助を得ている場合と、既存の当局とそれに対立する当事者の両方が他国の援助を得ている場合（逆に言えば反徒のみが外国の援助を得ている場合は除かれる）、には捕らえられた反徒側の戦闘員は、「捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約に定められた捕虜の待遇」が与えられ、（また、文民には、ジュネーヴ諸条約追加議定書の一般住民に関する第4部の諸規定が適用される）、としている。この「捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約に定められた捕虜の待遇」とは何を意味するのかがあまり明確ではない。捕虜条約に従った人道的取り扱いが含まれることは明らかであるが、「捕虜の地位」が含まれるのかどうかはこの規定では明確ではないのである。^③このICRCの草案に対

③

して、この一九七二年会議においても専門家から批判が相次いだ。その批判は反徒の地位についてであった。すなわち、「外国の介入があったがゆえに政府が反徒に捕虜の地位を与えなければならぬ理由はない」「『規則』第二条で提案されている方式は、それが反徒により有利な保護措置をもたらすものであるという理由だけで、反徒が外国の援助を求めることを明らかに裏から促進するものである」^⑥また、反徒に有利な待遇を与えることは、外国の介入を間接的に正当化・合法化することにつながりうることを懸念する見解も述べられた^⑦。その他、外国の介入の時期・程度を考慮することなく抽象的に考えることはできない、という意見もあった^⑧。結局、この一九七二年の会議で政府派遣の専門家の多くによって支持された原則は、従来の伝統的原則であった。すなわち、「外国が既存の当局に援助を行なう場合、当局と戦う当事者は、もっぱら、非国際的武力紛争に関する共通第三条および作られるべき第二議定書によってカバーされ続ける。外国政府が反徒当事者を支援する場合、これにより敵対する国家間の関係は、国際的武力紛争の場合に適用される規定によって規律され、そして、既存の当局とこれに対立する当事者との間の関係は、共通第三条と作られるべき第二議定書によって規律される。最後に、既存の当局とこれに対立する当事者の双方が外国から援助を受けた場合、そのふたつのシステムが同時に適用される。」^⑨結局、多くの専門家は、このICRC草案の第三五条と附属書の「規則」の削除を支持した^⑩。

この一九七一年および一九七二年の会議での討議から示されることは、一方でICRCが人道法の適用をできるだけ拡大しようとしたのに対し、政府派遣の専門家は反徒の地位の承認につながる提案に強く反対した、ということである。ICRCとしては、戦争犠牲者のより良い保護のために、外国軍の介入によって内戦が国際化された場合には、この紛争全体が国際紛争となったのであり、その紛争全体に、つまりその紛争当事者のすべての関係において国際的武力紛争に適用される国際人道法、つまり人道法全体、が適用されるべきことをまず提案した。こ

の方式は、戦争犠牲者保護が拡大するのみならず適用される人道法が当事者間によって異なるという不都合が生じない点できわめて望ましいものであった。しかしこの方式は、「反徒団体に交戦資格 (*facultas bellandi*) を認めるものであり、とうてい諸国政府の受け入れることのできないものである。政府はたとえ実効的能力を持つ反徒団体に對しても義務的な交戦団体承認を拒否してきたのであり、さらに、外国軍隊の介入を促進する結果となるような規定を受け入れる用意はまったくない。一九七一年会議で政府派遣の専門家の強い反対に直面した ICRC は、一九七二年の会議に提出した草案ではこの点についてかなり後退させ、既存の当局のみが他国の援助を得ている場合と、既存の当局とそれに対立する当事者の両方が他国の援助を得ている場合のみにおいて、捕らえられた反徒の戦闘員に「捕虜の待遇」を与えることとした。この「捕虜の待遇」の意味が明確でなかったことが残念であるが、もしこれが「戦闘員の地位」を含むものであるならば諸国に受け入れられる可能性はない。このことは、この会議の討議から明らかである。しかしこれが「戦闘員の地位」を含まず、従って敵対行為への参加のみによって処罰されることを明確にしたうえで、ただ待遇面において第三条約が適用されるものであることを明確にすれば、諸政府によって受け入れられる可能性はあつたかも知れない。

注

- (1) ICRC, *Reaffirmation and Development* (1969) pp. 100-101. ICRC, Document V (CE/5b) pp. 19-21.
Conference of Red Cross Experts (1-6 March 1971) *Report on the Work of the Conference*, pp. 44-45.
- (2) Conference of Government Experts, *1971 Report on the Work of the Conference* p. 50, paras. 290-291.
- (3) *Ibid.*, para. 294.

- (4) *Ibid.* para. 296.
- (5) *Ibid.* paras. 300-301.
- (6) *Ibid.* para. 302.
- (7) ICRC, Conference of Government Experts on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts Geneva, 3 May-3 June 1972 (second session) *I BASIC TEXTS* pp. 43, 46.
- (8) 「ICRCのコンメンタリー」の序文に於て「『無難の原則』として表現は無く、条約の性格を同一視せず、且つ「困難な事」の存在を、その交渉の阻害となす。(ICRC, Conference of Government Experts on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts Geneva, 3 May-3 June 1972 (second session) *II COMMENTARY part two* p. 89.)
- (9) Conference of Government Experts, *1972 Report on the Work of the Conference* Vol. 1, p. 98. para. 2.345.
- (10) *Ibid.* para. 2.345.
- (11) *Ibid.* para. 2.342.
- (12) *Ibid.* para. 2.344.
- (13) *Ibid.* para. 2.347.
- (14) *Ibid.* paras. 2.351-2.353.

(2) 学 説

国際化された内戦における国際人道法の適用関係についての最近の学説は、(1)節で検討した政府専門家会議での議論を受けて、伝統的原則を支持するものが多い。たとえば、D. Schindler は、「今日我々は、国際化された内戦において、国際的要素と非国際的要素との間で区別がなされなければならない、という観点から出発しなければならない。」⁽¹⁾としたうえで、内戦の両当事者に援助して介入する外国軍間の関係、および、反徒を支援する外国と既存の政府の関係が国際的であり、反徒と政府との関係、および反徒と政府を支援する外国との関係が国内的な関係であるとす⁽²⁾。同様の見解をとる論者として、Hans-Peter Gasser,⁽³⁾ Bierzanek, Rosas, Wilhelm⁽⁴⁾などがあげられる。ただし、これらの論者も現行法としてはこのような区別をせざるをえないが、決して望ましい方式ではなく、立法論としてより良い方法を考えなければならない、ということにはほぼ一致している。たとえば、Bierzanek は、「この問題は、*de lege lata*としては解決されておらず、一九七四―一九七七年の外交会議中には議論すらされなかった⁽⁵⁾。この問題はどのよう⁽⁶⁾にして *de lege ferenda*としての解決に達しうるかを考えなければならない。」⁽⁷⁾として、いくつかの可能性を検討する。それは、国際化された内戦のための条約作成、共通第三条・第一議定書の強化、そして、国際化された内戦を国際紛争であるとして明確に認めること——民族解放戦争が第一議定書第一条第4項によってそのように認められたのと同様の方法で——である。ただし、このように国際化された内戦を通常の内戦と異なって扱うためには、その両者の区別がなされなければならないが、しかし、個々の紛争の国際性の多様性からすると、この区別には困難が伴う。この困難を乗り越える方法のひとつが、当該紛争の国際性を国連安保理が認定する、⁽⁸⁾という方法である、⁽⁹⁾。この Bierzanek の提案は、のちに検討する旧ユーゴスラビアの戦争犯

罪裁判所の設置を決めた安保理決議との関係で、たいへん興味深い。ただし、この Bierzanek の提案は、まず、国際化された内戦全体が国際紛争として人道法全体が適用されるものと認められることが前提となっており、現行法を前提として安保理がそのような認定を行ないうることを述べているのではないことに注意しなければならない。

註

- (1) Dietrich Schindler, "INTERNATIONAL HUMANITARIAN LAW AND INTERNATIONALIZED ARMED CONFLICTS", *International Review of the Red Cross* No.230, (1982) p.258.
- (2) *Ibid.* pp. 258-261. 444 頁に Dietrich Schindler, "THE DIFFERENT TYPES OF ARMED CONFLICTS ACCORDING TO THE GENEVA CONVENTIONS AND PROTOCOLS", *RECUEIL DES COURS* Tome 163 (1979II) p.150.
- (3) Hans-Peter Gasser, "INTERNATIONALIZED NON-INTERNATIONAL ARMED CONFLICTS: CASE STUDIES OF AFGHANISTAN, KAMPUCHEA, AND LEBANON" *American University Law Review* Vol.33, No. 1, (1983) p.147. ただし、この見解は多くの国際法学者の見解と一致せず、Gasser 自身がこの見解に与するのかわいさかはおそらく明確ではない。むしろ、Gasser は、ICRC が紛争の種類を必ず紛争当事者に国際人道法の諸原則の尊重を求めたことを強調する。この諸原則については条約で定義されず、このような諸原則に言及することは人道法を弱めることになるかも知れないが、しかし、正確な分類が紛争当事者の対立を大きく、また ICRC の活動の妨げとなるような状況にまがって、唯一の選択なのである。44。 (*Ibid.* p.159.)
- (4) Remigiusz BIERZANEK, "Quelques remarques sur l'applicabilité du droit international humanitaire

des conflits armes aux conflits internes internationalises" Christophe Swinarski (ed.) *Studies and essays on international humanitarian law and Red Cross principles in honour of JEAN PICTET* (1984) pp.282-286.

(5) ALLAN ROSAS, *THE LEGAL STATUS OF PRISONERS OF WAR* (1976) pp.285-286.

(6) RENÉ-JEAN WILHELM, "PROBLEMÈS RELATIFS A LA PROTECTION DE LA PERSONNE HUMAINE PAR LE DROIT INTERNATIONAL DANS LES CONFLITS ARMÉS NE PRÉSENTANT PAS UN CARACTÈRE INTERNATIONAL", *RECUEIL DES COURS* Tome 137 (1972III) pp.357-359.

(7) BIERZANEK, *op. cit.*, *supra* note(4), p. 286.

(8) *Ibid.*, pp. 287-289.

(3) 判 例

国際化された内戦に適用される国際人道法を検討する場合においても、具体的なケースの分析が必要であることは言うまでもない。しかし、現実にはどのような行動を行なっているかを知らずには一般に容易なことではなく、さらに、とくに内戦においては紛争当事国の公式の態度と実際の行動が一致しないことがしばしば見られる。それは、一方で、既存の政府としては、自国内に内戦が生じていること自体、自らの政権の安定性に疑問を抱かせるものとなることを恐れており、自国内の武力紛争の存在自体を容易に認めない傾向にあり、他方、実際的な必要上、反徒当事者の戦闘員を犯罪者ではなく捕虜として扱わざるをえない場合が生じてくるからである。たとえば、一九七九

年一二月のソビエトの軍事介入に始まるアフガニスタン紛争^①において、Casseseは、「アフガニスタン政府もソビエト政府も武力紛争の存在を認めようとせず、最初からアフガニスタンの事態は戦争法に服しないと主張していた」が、他方、ソビエトはその部隊が可能なかぎり最大限の保護を与えられることにとくに関心を持った、と述べている^②。

事実関係の認定や紛争当事者の法的地位・権利義務について明らかにすることが最も容易にできるのは、国際裁判の判例の分析においてである。しかし、一般的に、武力紛争、軍事・防衛問題に関して国際裁判が成立することは稀である。その稀な例のひとつがここで取り上げるニカラグア事件である。

ニカラグアとアメリカとの間で国際司法裁判所（ICJ）で争われたこの事件は、一九七九年七月のニカラグアのソモサ政権の崩壊に続く事態、そしてその時以後のアメリカ政府の活動に関するものである。ソモサ政権の崩壊後政権を掌握したサンディニスタ民族解放戦線（FSLN）を中心とする政府に対し、アメリカは当初好意的であったが、一九八一年一月に成立したレーガン政権は、ニカラグア政府によるエルサルバドルのゲリラへの支援を理由にニカラグアへの援助を停止した。そして、コントラと呼ばれるニカラグアの反徒に対してアメリカは公然と援助を与えるようになる。ニカラグアの主張によれば、コントラは、無差別な文民の殺害、拷問、強姦、誘拐などを行ない、そして、このコントラに対して有効な支配をアメリカが行なっていた、とされた。また、ニカラグアは、アメリカが直接にニカラグアの港への機雷敷設、港、石油施設、海軍基地などへの攻撃を行なった、と主張した^③。これらのアメリカの行為を国際法違反としてニカラグアは一九八四年四月にICJに対して訴えを起こした。これがこのニカラグア事件であり、本案判決は、一九八六年六月二七日に下された。

本件の主たる問題は、アメリカのコントラ支援が違法な干渉となるかどうか、また、アメリカによる直接的な攻

撃が集团的自衛権の行使と認められるか、という点であった。従って、国際人道法の違反という問題は主たる論点ではなく、付随的に取り上げられたにすぎない。しかし、本稿で問題としている「国際化された内戦に適用される国際人道法」について I C J としての判断がなされており、その点でたいへん注目に値する。以下この問題に絞ってこの判決を分析したい。まず、裁判所は、一九八三年から一九八四年にかけてのニカラグア領水への機雷敷設・ニカラグアの港や海軍基地に対する攻撃について、米国が直接に責任を有するとした³⁾。他方、コントラは米国の軍隊と同一視することはできず、米国の支援を受けているとはいえ、独立した団体であると認定された⁴⁾。従って、ニカラグア国内において、ニカラグア政府と反徒であるコントラとの内戦がアメリカの軍事介入によって国際化されたという典型的な「国際化された内戦」が存在したことになる。

この国際化された内戦に I C J はどのような国際人道法を適用したか。ここで注意を要する点は、基本的にこの裁判において多数国間条約は適用されず、国際慣習法およびアメリカとニカラグア間の二国間条約のみが適用されたということである。本件の I C J の管轄権の根拠は I C J 規程第三六条に基づく管轄権と、アメリカ・ニカラグア友好通商航海条約の I C J 付託条項である。このうちアメリカ・ニカラグア友好通商航海条約の I C J 付託条項に基づいて I C J が管轄権を持つのはこの条約の解釈適用に關してのみであって、国際人道法の適用問題は含まれない⁵⁾。また、アメリカの一九四六年の選択条項受諾宣言において、多数国間条約に基づいて生じる紛争について留保が付されていた。I C J はこの米国の留保の有効性を認め、従って、国際人道法に關しても国際慣習法のみが本件での適用法規となった。まず、アメリカの機雷敷設について、アメリカがこれについて警告あるいは通告を行なわなかったのは一九〇七年ハーグ第8条約の基礎にある人道法の原則 (the principles of humanitarian law) に反した⁶⁾。そして、コントラの行為の責任がアメリカには帰属しないが、「心理作戦」のマニユアルを作成し

コントラに配布したことは、国際人道法の一般原則に反する行為を助長した、という点でアメリカの責任を認定した。⁸⁴この紛争に適用される国際人道法について、ICJは以下のように判示した。「コントラ軍とニカラグア政府軍との間の紛争は『国際的性質を有しない』武力紛争である。ニカラグア政府に対するコントラの行為は、従って、この性質の紛争に適用される法によって規律される。他方、合衆国のニカラグアにおける行動およびニカラグアに対する行動は、国際紛争に関する法規則の下におかれる。」⁸⁵すなわち、伝統的な原則にしたがって、国家間（ニカラグアとアメリカ）の間においては国際紛争に適用される国際人道法が適用され、政府（サンディニスタ政権）と反徒（コントラ）との間には内戦に適用される国際人道法が適用される、とした。しかし、ICJは続けて「国際紛争に適用される最小限の規則と非国際紛争に適用される最小限の規則は同一であるので、それらの行動が、いずれのカテゴリーの紛争に適用される規則に照らして判断されなければならないか、という問題を考える必要はない。その関連する原則は一九四九年八月一二日の四条約のそれぞれの第三条——各条約に共通で、国際的性質を有しない紛争に特に適用される——の諸規定のなかに発見することができる。」と述べた。そして、「裁判所は、合衆国政府が、ジュネーブ諸条約第一条から、『すべての場合において』この諸条約を『尊重し』かつこの諸条約の『尊重を確保』しなければならない、と考える。なぜなら、そのような義務は諸条約自体から生じるのみならず、人道法の一般原則——諸条約は単にそれに明確な表明を与えているにすぎない——からも生じているからである。従って合衆国は、ニカラグアの紛争に従事する人あるいは団体が一九四九年ジュネーブ四条約共通第三条の諸規定に違反して行動することを、助長しない義務がある。」⁸⁶として、「心理作戦」のマニュアルを作成しコントラに配布したことは、国際人道法の一般原則に反する行為をコントラ軍が行なうことを助長させるものである、と判示した。⁸⁷

このようにICJは、ニカラグア紛争において、原則的には、国際紛争としての側面と内戦としての側面に分

けて、国際紛争の側面においては国際紛争に適用される国際人道法が適用され、内戦としての側面においては内戦に適用される国際人道法が適用されるとしながら、実際の適用法規としては、一九〇七年ハーグ第8条約（これは国際紛争に適用される国際法である）に示される慣習法と、そして、一九四九年ジュネーブ諸条約共通第三条（これは内戦に適用される国際法である）に示される慣習国際人道法の最低限の規則を用いた。本件での裁判においてはこれで十分だったのである。「ニカラグアは、本件訴訟において、国際人道法の規定それ自体を明示的に援用しなかった。」⁽¹³⁾ニカラグアは、コントラによってなされた残虐行為がアメリカに帰属し、アメリカが一般慣習国際法に違反したことの認定をICJに求めただけであった。⁽¹⁴⁾しかし、ICJは、コントラの行為のアメリカへの帰属を認めなかった。そして、「心理作戦」マニユアルの作成・配布の違法性の認定については、共通第三条に示される国際人道法の最低限の規則で十分だったのである。そして、このことにより、国際化された内戦において適用法規が紛争当事者によって異なるという問題を回避することができたのである。

注

- (1) マンガニスタンの紛争について ANTONIO TANCA, *Foreign Armed Intervention in Internal Conflict*, (1993) pp.176-177. 参照。
- (2) Hans- Peter Gasser, "INTERNATIONALIZED NON-INTERNATIONAL ARMED CONFLICTS: CASE STUDIES OF AFGHANISTAN, KAMPUCHEA, AND LEBANON" *American University Law Review* Vol. 33, No. 1, (1983), pp. 149-150.
- (3) CASE CONCERNING MILITARY AND PARAMILITARY ACTIVITIES IN AND AGAINST

NICARAGUA (NICARAGUA v. UNITED STATES OF AMERICA) ,MERITS, *International Legal Materials* Vol. XXV, No. 5, pp. 1026-1027., paras. 18-21.

- (4) *Ibid.*, pp. 1041-1042, 1089-1090., paras. 86, 292.
- (5) *Ibid.*, pp. 1047-1048., para. 110.
- (6) ニカラグア事件の管轄権については、小和田 恒「国際司法裁判所判例評釈 ニカラグアに対する軍事的活動事件——管轄権及び受理可能性——」国際法外交雑誌第八五巻第4号参照。
- (7) *Op. cit.*, *supra* note (3) p. 1072., para. 215.
- (8) *Ibid.*, pp. 1073, 1090., paras. 216-219, 292.
- (9) *Ibid.*, p. 1073, para. 219.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, pp. 1081, 1090, paras. 254-256, 292.
- (12) *Ibid.*, p. 1072, para. 216.
- (13) *Ibid.*, p. 1073, para. 216.

以上見てきたように、国際化された内戦に国際人道法全体を適用するという試みは失敗し、また、現行法の解釈としても、国際化された内戦においては、その当事者ごとの関係において適用法が異なるというしくみになっている。従って、ある特定の形態の内戦に国際紛争に適用される国際人道法を適用するということは、ほとんど実現しそうにない。たとえば、外国軍の介入が生じようとも、それによって内戦の反徒が交戦資格を有するようになるとは

認められないからである。

なお、これに対し、かつては内戦の一類型と考えられたいわゆる「民族解放戦争」が、一九七七年のジュネーヴ諸条約第一追加議定書第一条第4項において国際的性質を有する武力紛争であると認められたのは、民族自決権を行使する人民の国際人道法上の交戦資格が認められたためである。^①

注

(1) この点に関しては、樋口一彦「民族自決権を行使する人民の交戦資格」関西大学大学院 法学ジャーナル 第五三号 参照。

IV 政府と反徒間の国際人道法適用の合意

内戦に国際人道法の適用を拡大する方式のひとつとして、政府と反徒の間で国際人道法の適用について合意する、という方法が考えられる。政府と反徒が国際人道法の適用について合意することは、内戦への国際人道法の適用・拡大において望ましく、また、両者への拘束性についての法的困難性が少ない。また、共通第三条および第二議定書のみか、あるいは四条約および第一議定書（および慣習人道国際法）のすべての規定の適用か、という二者択一は、柔軟性を欠き、また、反徒側にとってもこのように幅広い義務の履行は困難であることが予想される。^①ただこの合意がなされる場合でも、そのこと自体明確にされることは少ないように思われる。

政府と反徒の間の国際人道法適用の合意に関しては、一九四九年ジュネーヴ諸条約共通第三条に、次の規定が含まれている。

「紛争当事者は、また、特別の協定によって、この条約の他の規定の全部または一部を実施することに努めなければならない。」

一九七七年ジュネーヴ諸条約第二追加議定書においては、しかしながら、同趣旨の規定は最終的には削除された。すなわち、外交会議の委員会で採択された条文として「第三八条「特別協定」 紛争当事国は、協定又は相互の宣言によって、ジュネーヴ諸条約及び『国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、一九四九年八月一二日のジュネーヴ諸条約に追加される議定書（第一議定書）』の諸規定の全部又は一部を実施することに努めなければならない。」³が、あったけれども、外交会議での最終段階での第二議定書の簡略化のなかで削除されてしまった。³しかしこのことは、このような協定の締結の可能性を否定するものではなく、またこのような協定の締結を禁止するものでもなく、このような協定の締結が望ましいことには変わりがない。

もちろん、このような協定締結は、反徒の交戦資格を黙示的に承認する結果となる可能性がある。いくら、この共通第三条末文で「前記の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない」と規定されていても、ジュネーヴ諸条約のすべての規定を適用することに合意することは、反徒の交戦資格を認めないことと両立しえない。たとえば、第三条約第四条は、直接的には捕虜の資格に関する規定であるが、これは同時にA(1)(2)(3)(6)項に関しては戦闘員の資格を有する者の規定だからである。⁴しかし、自己の権力内にある者について第三条約や第四

条約の人道的待遇に関する規定の一部を適用することは、このような反徒の交戦資格の承認には必ずしもつながらないであろう。交戦団体承認の制度においては、反徒の交戦団体としての承認の結果として、国際紛争に適用される国際人道法が適用されるものであるから、反徒の地位を認めたくない既存の政府がこれを行ないたくないのは当然である。しかし、人道法条約規定の一部の適用の合意は、必ずしも反徒の地位の承認を意味するものではないがゆえに、少なくとも、交戦団体の承認よりは既存の政府にとって受け入れやすいものであろう。

注

(1) 国際的に民族解放団体と認められている団体やそれ以外の団体から、当該武力紛争において、国際人道法を遵守する旨の宣言がなされることがあるが、必ずしも、国際紛争に適用される国際人道法全体を遵守することを宣言するものではなく、国際人道法の基本的規則、あるいは、共通第三条のみ、あるいは、実際的に可能な場合には四条約・第一追加議定書の尊重に努める、などをめざされている。(Denise PLATTNER, "LA PORTÉE JURIDIQUE DES DÉCLARATIONS DE RESPECT DU DROIT INTERNATIONAL HUMANITAIRE QUI ÉMANENT DE MOUVEMENTS EN LUTTE DANS UN CONFLIT ARMÉ", *Revue belge de droit international* VOL. XVIII 1984-1985-1 pp. 298-320.)

(2) 竹本正幸「一九七七年第二追加議定書の条文の変遷」関西大学法学論集第二九卷第3号一七八頁

(3) この点については、竹本正幸「一九四九年ジュネーブ諸条約に追加される二つの議定書について(二・完)」国際法外
交雑誌第七七巻第3号六四一六六頁、及び、樋口一彦「ジュネーブ諸条約第二追加議定書における反徒の地位」関西大

学大学院 法学ジャーナル 第五〇号二七二二八頁参照。

(4) 樋口一彦「一九七七年ジュネーブ諸条約第一追加議定書における戦闘員の資格(一)」関西大学大学院 法学ジャーナル 第四四号 四六～四七頁参照。

旧ユーゴスラビア紛争において、国際裁判所が国際紛争に適用される国際人道法適用の根拠のひとつとしているのが、この紛争当事者間の合意の存在である。次にこの旧ユーゴスラビアの国際裁判所の設置に至る過程をあとづけて、そして、この紛争当事者間の合意の意味について検討してみよう。

一九九三年五月二五日に、国際連合安全保障理事会(以下「国連安保理」という)は、「安保理」というのは、旧ユーゴスラビアの領域内で国際人道法違反行為を行なった者を訴追する国際裁判所を設置することを決めた。¹⁾一九九一年六月にスロベニアにおいて武力紛争が生じて以来、クロアチアそしてボスニア・ヘルツェゴビナにおいて大規模な軍事衝突が生じた。²⁾このいわゆる旧ユーゴ紛争は、きわめて複雑な経緯をたどり、その性格づけは容易でない。純粹な内戦としての側面と、国際化された内戦の側面の両方を含み、かつ、その時期・場所において異なった性格づけが必要だからである。旧ユーゴの紛争に関していち早く取り組んだのはEC(EU)であるが、³⁾国連安保理も一九九一年九月二五日の決議(S/RES/713)以後、積極的にこの問題の解決に取り組んでいる。⁴⁾これらの決議の中で国際人道法の違反に関しては、まず、一九九二年七月一三日に、決議七六四(S/RES/764)において、ボスニア・ヘルツェゴビナの事態に関して、「すべての当事者が国際人道法、特に、一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約の下でのその義務に従わなければならないこと、そして、この諸条約の重大な違反を行ないあるいは行なうことを命令した者は、その違反に関して個人的に責任があること、を再確認」した。さらに、決議七七一(S/RES/771)において、「旧ユーゴスラビア領域内特にボスニア・ヘルツェゴビナにおいて生じている国際人道法の広範

な違反が引き続き報告されていることに重大な警告を表明し、「紛争のすべての当事者が国際人道法、特に、一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約の下でのその義務に従わなければならないこと、そして、この諸条約の重大な違反を行ないあるいは行なうことを命令した者は、その違反に関して個人的に責任があること、を再確認」し、「『民族浄化』の実行にかかわるものを含むすべての国際人道法違反を強く非難」した。そして、一九九二年一〇月六日、旧ユーゴ領域内でなされた国際人道法違反に関する情報を検討する専門家委員会の設置を事務総長に求めた。カルスホーベンを議長とするこの委員会は一九九二年一月にその作業を開始し、一九九三年一月二六日にその報告書を事務総長に提出した。この報告書において、旧ユーゴスラビア紛争に適用される国際人道法規則の内容がどのようなものであると考えられたか。特に、旧ユーゴ紛争において、国際的武力紛争に適用される国際人道法が適用されるのか、それとも内戦に適用される国際人道法が適用されるのか。この点に関して、この専門家委員会の報告書では次のように述べられている。「現行法の下では、委員会が、旧ユーゴスラビア領域内のさまざまな武力紛争を国際紛争としてあるいは国内紛争として分類するためには、当該事態がそもそも武力紛争であるのかどうか、そしてそうであるとして、それが二国間あるいはそれ以上の国の間の武力紛争であるのか、それとも、一国家の領域内でなされている武力紛争であるのか、を確定する必要がある。さらに重要な要素は、その地域のいくつかの国が国家性を得たと思われる日付および当該条約がそれぞれの国に適用可能となったと考えられる日付であろう。しかしながら、当該武力紛争の性格と複雑さ、および当事者が相互に結んだ人道的問題に関する一連の協定によって、旧ユーゴスラビア領域における武力紛争全体に、国際的武力紛争に適用される法を適用するというアプローチが正当化される、ということが委員会の見解である。」

この「当事者が相互に結んだ人道的問題に関する一連の協定」が具体的に何をさしているかは明確ではない。た

だ、この報告書の中で、一九七七年ジュネーヴ諸条約追加議定書に関して、「ユーゴスラビア連邦共和国は旧ユーゴスラビアの承継国であると自らを考慮しており、したがって、これらの条約に拘束される。他方、クロアチア、スロベニア、そしてボスニア・ヘルツェゴビナは、同様に、これに拘束されることを宣言している。」と述べられている。(実際、クロアチア、スロベニア、およびボスニア・ヘルツェゴビナは正式に一九四九年ジュネーヴ諸条約および一九七七年追加議定書の承継を宣言している。)旧ユーゴから独立した諸国および新ユーゴがそれぞれ独立国であるから、これらの国の間に一九四九年ジュネーヴ諸条約および一九七七年第一追加議定書として国際的武力紛争に適用される国際慣習人道法が適用されるということについては(その適用の始期がいつかという問題をとまかくとすれば)あまり問題はなからう。しかし、一連の安保理決議で特に言及され、国際裁判所の設置にまで至ったそもその動機はボスニア・ヘルツェゴビナ内の「民族浄化」といわれる残虐行為であったことは明らかである。この行為に関して国際的武力紛争に適用される国際人道法が適用可能となるには、このボスニア・ヘルツェゴビナ紛争が国際化された内戦であって、国際化された内戦には国際人道法が全面的に適用されるということが国際法上確立しているか、あるいは、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争のそれぞれの当事者が国際紛争に適用される国際人道法の適用に同意していることが必要である。しかし、この専門家委員会の報告書においてはそのいずれも明確には示されていない。「当該武力紛争の性格と複雑さ」だけを理由として国際人道法が全面的に適用される、という趣旨であるならば、あまりにも乱暴な見解である。このような法的問題を抱えながらも、専門家委員会の提言として、旧ユーゴ地域での問題に対処するためにアド・ホックの国際裁判所の設置が示唆された。この委員会の提言を受けて、国連安保理は、一九九三年二月二日に「一九九一年以後旧ユーゴスラビア領域内でなされた国際人道法の重大な侵害に責任のある者の訴追のために、国際裁判所が設置されること」を決定し、この問題についての報告書を

安保理による検討のために提出することを事務総長に要請した。⁽¹⁾この要請に答えて事務総長は、一九九三年五月三日に、国際裁判所の設置に伴う問題の分析、特に、裁判所規程草案とそのコメントリーを含む報告書を安保理に提出した。⁽²⁾

この国際裁判所規程の第一条において、この国際裁判所の権限として、「国際裁判所は、この規程に従い、一九九一年以後旧ユーゴスラビアの領域内で行なわれた国際人道法に対する重大な侵害 (serious violations) について責任を有する者を訴追する権限を有する」と規定された。この裁判所において適用される「国際人道法」について、このコメントリーでは以下のように説明される。「事務総長の見解では、法律なくして犯罪なし (nullum crimen sine lege) の原則の適用から、国際裁判所は、明らかに (beyond any doubt) 慣習法の一部となっている国際人道法規則を適用し、これによって、個々の条約についてある国ははいつているがしかしすべての国がはいつているわけではないという問題が生じないようにする必要がある。このことは、国際人道法の重大な侵害について責任を有する者を訴追する国際裁判所に関しては、特に重要であると思われる。」⁽³⁾そして、慣習国際法の一部となっている規則は、一九四九年ジュネーブ諸条約、一九〇七年ハーグ陸戦条約、一九四八年ジュネーブ条約、一九四五年八月八日の国際軍事裁判所条例の中に示されている、とした。⁽⁴⁾裁判所規程(草案)において訴追の対象とされた犯罪行為には、一九四九年ジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為 (grave breaches)、戦争の法規・慣習の違反、ジェノサイド、人道に対する犯罪、である(第一条・第五条)。そして、犯罪行為の対象とされる時間的・場所的範囲については、第八条において、「国際裁判所の領域的管轄権は、領土、領空および領水を含む旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の領域におよぶ。国際裁判所の時間的管轄権は、一九九一年一月一日以後の期間におよぶ。」とされた。この時間的な範囲について、コメントリーでは、「時間的管轄権に関して、安全保障理事会決議

八〇八（一九九三）は、国際裁判所の管轄権を、『一九九一年以後』になされた違反に及ぼしている。事務総長はこれを一九九一年一月一日以後の時間を意味するものと解釈する。これはいかなる特定の事件にもつながらない特性のない日付 (neutral date) であり、そして、明らかに、この紛争の国際的な性質あるいは国内的性質についていかなる判断もなされることはない、という考えを示すことを意図されている。¹⁵と説明された。

この裁判所規程草案を含む事務総長報告書を国連安保理が一九九三年五月二五日に承認して、国際裁判所の設置が決定された。¹⁶この安保理による裁判所の設置の決定において、安保理の中でいかなる議論がなされたか。この決議が全会一致で採択されたことが示すように、裁判所の設置そのものについては強い反対はなかった。いくつかの国は、裁判所によって適用される国際人道法があくまで現行法であることを強調した。たとえば、ベネズエラ代表は、この裁判所が「国際法規範を定める能力を与えられておらず、そのような権利に関して立法を行なう能力も与えられていない。裁判所はただ現行国際人道法を適用する。」と述べており、同様にイギリス代表も、「規程草案第二条乃至第五条は、裁判所の管轄権内にある犯罪を述べている。この規程は、もちろん、新たな法を作るものではなく、この分野の既存の国際法を表明するものである。」と発言した。他方、この裁判所規程そのものについて慎重な見解も示された。たとえばブラジル代表は、「我々の賛成投票は、旧ユーゴスラビアでなされた犯罪に対する我々の非難の政治的表明と理解されるべきであり・・・国際裁判所の設置あるいは国際裁判所規程に含まれる法構造を包括的に認めるものと解釈されてはならない。」¹⁷とし、また、スペイン代表によれば、裁判所規程草案は、修正の余地はあったが、それにもかかわらず草案どおりに採択されたのは、なによりも、素早い行動を必要としたからである、とされた。¹⁸

注

- (1) S/RES/827(1993)
- (2) 旧ユーゴスラヴィヤ紛争の経緯・展開については、ANTONIO TANCA, *Foreign Armed Intervention in Internal Conflict*, (1993) pp.188-195, 滝澤美佐子「旧ユーゴスラヴィヤにおける国連の活動」*外交時報* No. 1306 六〇頁〜七五頁、朝日新聞 一九九五年三月一五日 朝刊 二二版 八面 参照。
- (3) 旧ユーゴ紛争に対するECの取り組みに関して、孫 占坤「自決権と領土保全原則の関係 『ユーゴ問題』を素材として(一)」名旨屋大学 法政論集 第一五三号 参照。
- (4) 国連安保理の採択した決議について、孫 占坤、同論文、五〜七頁参照。
- (4a) この「紛争のすべての当事者が国際人道法、特に、一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約の下でのその義務に従わなければならない」という表現の意味について、伊藤外務省条約局法規課長は、「九二年七月一三日の安保理決議七六四、本文で引用した同決議七七一及び七八〇に含まれている『全ての紛争当事者が一九四九年のジュネーブ四条約を含む国際人道法に拘束される』との規定の解釈は、(イ)ジュネーブ四条約を始めとする国際人道法の義務が未承認団体、私人等の国家以外の主体を法的に拘束することになると言えるのか、(ロ)かかる国際人道法の遵守を求めている安保理決議が国連加盟国のみならず、それら団体、私人に対しても拘束力を有するののかという国際法の理論的問題を提起する。著者の照会に対して国連法務部の関係者は、安保理諸決議は政治的ステートメントとして採択されたものであり、純粹に理論的な問題は残るが、決議の起草者たる安保理としては、ここに言う紛争当事者には明らかに承認されている国家のみならず、新ユーゴ、BHのセルビア人勢力など、全ての当事者を含めようとしていたことは明らかである旨、また安保理決議七八〇により設立された専門家委員会が国際人道法違反を調査するにあたって、違反者の国家性如何によ

る区別は行っていない旨回答している。」と解説されている。（伊藤哲雄「旧ユーゴ国際裁判所の法的な枠組みと問題点」立教法学 四〇号（一九九四）二五七頁）この記述のなかにもあるように、これらの安保理決議はあくまで「政治的ステートメント」として理解されるべきである。「安全保障理事会は国際立法機関ではない」（藤田久一「ジェノサイド・人道法の重大な違反と国際裁判」国際人権 第四号八頁）のであるから、現行国際法を確認し、その遵守を求めることはできても、拘束力の及ばない団体に国際法規則の適用を求めることはできない、と思われる。

- (5) S/R/ES/780 (1992)
- (6) S/25274
- (7) S/25274 Annex I paras.44-45. (傍線引用者)
- (8) *Ibid.*, para.38.
- (9) *International Review of the Red Cross* No.288, pp.309,311.; No.293, p.182.
- (9 a) この点に関連して藤田久一教授は、「ユーゴの事態に国際人道法規が十分に適用されないかも知れないという懸念から、武力紛争の性格の如何を問わず、また平時にさえ適用されうるジェノサイド罪や人道に対する罪の規定が追加されたいようにも思える。」と述べられる。（藤田久一「ジェノサイド・人道法の重大な違反と国際裁判」国際人権第四号七頁）
- (10) S/25274 Annex I para.74.
- (11) S/R/ES/808 (1993)
- (12) S/25704
- (13) S/25704 para.34. (傍線は筆者)
- (14) S/25704 para.35.

- (15) S/25704 para. 62. (傍線は筆者)
- (16) S/RES/827 (1993) 国際裁判所規程草案は修正なしで採択された。
- (17) S/PV.3217.6
- (18) S/PV.3217.7
- (19) S/PV.3217.19
- (20) S/PV.3217.36
- (21) S/PV.3217.38-40

旧ユーゴスラビアでの戦争犯罪処罰のための国際裁判所の設置は以上の経緯を経て実現された。この裁判の判決はまだ出されておらず、従って、この裁判自体についての評価を今の時点で下すことはできない。ここでは、裁判所が適用することとした国際人道法に関しての検討に止めたい。先に述べたように、裁判所がこの旧ユーゴスラビア紛争全体に国際紛争に適用される国際人道法を適用することとしたのは、「当該武力紛争の性格と複雑さ、および当事者が相互に結んだ人道的問題に関する一連の協定によって」である。「当該武力紛争の性格と複雑さ」という理由は法的理由とはならない。たとえこの紛争が「国際化された内戦」であるとしても、現行法上その国際化された内戦全体に国際紛争に適用される国際人道法が適用されるということは受け入れられていないからである。とすれば、もうひとつの可能性としては、「当事者が相互に結んだ人道的問題に関する一連の協定」によってである。この協定がどのようなものか、あるいはそもそもこのような協定が存在したのかどうかについて、裁判所がどのように認定するかは今のところわからない。

この協定の存在については、ROWEの論文のなかで言及・引用されている³⁾。ただし、原典は明示されていない。この協定の内容及びこの協定に関するROWEの見解について、以下にその要旨を引用しよう。

「・・・紛争当事者によって結ばれた特別協定も、この紛争の法的地位を変えるものとは思われない。共通第三条はそのような協定の締結を促している。そのような協定が一九九二年五月二日に結ばれた。この一九九二年の協定は、一九四九年の諸条約及び第一追加議定書の限られた条項に適用される。この条項としては、傷病者、難病者、病院、一般住民、捕えられた戦闘員、赤十字章、の保護が含まれる。また、第一議定書第三五条乃至四二条、第四八条乃至五八条の適用、及び一般住民のための救援物資の自由通過の許可、を認める合意もある。この協定は、ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領、セルビア民主克党首（カラジッチ）、民主行動党党首及びクロアチア民主社会代表によって署名されている。これらの合意には多くの法的問題が含まれている。協定二・四項は、『捕えられた戦闘員は、ジュネーブ第三条約によって与えられる待遇を享有する』と規定している。しかし、第三条約第四条や第一議定書第四三条の条件は、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府軍には満たせても、ボスニアのセルビア人当局やボスニアのクロアチア人当局その他の不正規兵には満たすことができない。国際紛争における戦闘員は合法的に敵対行為を行ないうるが、内戦においてはそうではない。従って、もしボスニアのセルビア人戦闘員がボスニア政府軍によって捕えられれば、その者は、一九九二年五月二日の特別協定にもかかわらず、ボスニア・ヘルツェゴビナ刑法違反行為によって裁判にかけられうる。この協定は、『ジュネーブ第三条約によって与えられる待遇の享有』を述べているが、この条約のどこにも捕虜に対するその戦闘行為についての免除の付与が含まれていないからである。この特別協定は、諸条約あるいは第一議定書の重大な違反に対する個人的責任を生じさせない。このような責

任を課すこれらの文書のこの部分を適用する意図があったとは思われない。この特別協定はこの武力紛争を国際的武力紛争に変えるものであろうか。安保理事会決議七八〇によって設立された専門家委員会はそのように考えた。しかしその理由付けは説得力の有るものではない。諸当事者は、その協定のなかに定められた規則を適用するそれらの協定が『その紛争当事者の法的地位あるいは現行国際武力紛争法を何ら害するものではない』ことを示している。協定当事者のこの意志はこの協定のなんらかの巧みな解釈よりも重要であるように思われる。^①

このように、ROWEは、このボスニア・ヘルツェゴビナ紛争の当事者間の合意は、国際紛争に適用される国際人道法の全面的な適用の根拠としては不十分のものとしているが、この点については原文を正確に見る必要があり、このROWEの著作のなかでの引用だから正確に論評することは難しい。(なお、国際裁判所規程においてこの裁判の管轄の及ぶ時間的範囲は、これらの存在するとされる合意の適用時期とは関係なく設定されている。この点からすると、国際裁判所規程が国際紛争に適用される国際人道法を旧ユーゴスラビア紛争全体に適用することとした理由としてこの専門家委員会の見解を全面的に共有するものかどうか疑わしいし、また、もしそうであるとすると、法的の一貫性を欠くこととなる。)ただ、確かに「捕虜の地位」とか「捕虜の資格」と言わずに「捕虜の待遇」という表現が用いられていることや、第一議定書の第三五条乃至四二条、第四八条乃至五八条を適用することに合意しているということは、戦闘員の地位に関する第四三条乃至四七条を適用しないと解されうること、そして、紛争当事者の法的地位を害さないことなどは、交戦資格を認めることを否定するものと解されうる。しかし、紛争当事者が国際人道法に関する条約のかなり多くの部分の適用について合意するということが、政府側が反政府側当事者の戦闘員を国内刑法を適用して処罰することの放棄を黙示的に含んでいる、とも解されうる。^②

当然に交戦資格を有する国家間の武力紛争とは異なり、内戦の当事者（政府と反徒）の間の協定が国際法上の条約と考えられうるのか、当事者はその協定にどのような意味で「拘束」されるのか、は、自明であるとは言えない。とくに、政府の側が反徒の戦闘員に何らかの意味で「戦闘員の資格」を認めることとなるのかどうかは、その協定の内容あるいは当事者の意図から判断されるべきで、ケース・バイ・ケースとしか言えないように思われる。しかし、少なくとも、このように国際人道法の適用について合意がなされた場合、それにしたがって行動するかぎり、反徒側の兵士はたとえ政府側によって捕えられた場合に敵対行為への参加を理由として処罰されるにしても、死刑は免れることになるのではないか。一九七七年第二追加議定書の作成に至る準備作業のなかで、自己を一般住民から区別しそしてこの議定書（草案）の諸規定に従う戦闘員は、敵対行為への参加を理由に処罰される場合死刑を免れる、という提案がなされた。この提案は、結局受け入れられなかったけれども、それは、条約上の規則として、あらかじめあらゆる内戦の事態に適用されなければならないものとしては、受け入れられなかったのである。しかし、現実の内戦の事態の中で、実際の必要に迫られて国際人道法の条約規則の適用について政府が反徒と合意した場合、この敵対行為への参加を理由に処罰する場合死刑を適用しないということは、この合意が意味のあるものとなるためには必要なことではないだろうか。

注

- (1) 本稿Ⅲ節参照。
- (2) Peter ROWE, "War Crimes and the former Yugoslavia: The legal difficulties" *Revue de Droit Militaire et de Droit de la Guerre* XXXII-4 (1993) pp.340-343.
- (3) *Ibid.*
- (4) また、McCoubrey によれば、一九九一年一月にボスニア・ヘルツェゴビナの紛争当事者は一九四九年の四条約の諸原則および敵対行為に関する国際法の諸原則の適用に合意したとされる。(H.McCoubrey, "THE ARMED CONFLICT IN BOSNIA AND PROPOSED WAR CRIMES TRIALS", *International Relations* Vol.11 No.5 (1983) p.416.) McCoubrey はこの合意は「ボスニア・ヘルツェゴビナの紛争に、国際紛争に適用される国際人道法が適用されることになった」と解しているようである。(ibid. pp.416-424) L.C.Green は、具体的な合意の存在には言及していないが、「この第三条(一九四九年ジュネーブ諸条約共通第三条)は、この第三条の人道的意図を強調して、当事者に対し、その条約の他の規定を実施するための協定を当事者間で結ぶよう「努力する」ことを求めている。これが、重大な違反条項の導入に帰結し、従って、戦争犯罪のための裁判を認めるものとなるかもしれない。」と述べている。(L.C.Green, *The Contemporary Law of Armed Conflict*, (1993) p.305.)
- (5) 樋口一彦「ジュネーブ諸条約第二追加議定書における反徒の地位」関西大学大学院 法学ジャーナル 第五〇号二〇一〜二四頁参照。

V おわりに

内戦において国際人道法を適用する方式を以上で検討してきた。最初にありうる方法として提示した三つの方法の中で、特定の形態の内戦には当然に国際人道法全体を適用する、というものは現行法としても確立しておらず、立法論としても可能性の薄いものであることが示された。残る二つの方法、すなわち、国際人道法のなかで、特に基本的と考えられる最小限の規則のみを内戦に適用するという方法及び政府と反徒との間で国際人道法の適用につき合意する方法は、ある程度成功してきており、これからもこの方法を用いての発展がなされる可能性が大きい。このうち、特に基本的と考えられる最小限の規則のみを内戦に適用するという方法は、反徒の地位を一切認めず既存の政府が一方的に義務を負うという方式が続けられるものと思われる。内戦に適用される国際人道法に関する条約（あるいは条項）という形で、条約として、すなわち国家たる締約国の事前の公式な同意として、この方式が今後もとられ続けるであろう。とすれば、この方式による国際人道法適用の拡大は自ずから限界がある。他方、政府と反徒との間で国際人道法の適用につき合意する方法は、本質的限界はないものの、反徒に対してどのような地位が与えられるのかについての解り難さが伴う。しかし、逆に言えば、反徒の地位を明確にはせず、事実上交戦資格（限定的なものであっても）を認めるとしても、これを黙示にとどめたままで、国際人道法の拡大を行ないうる。したがって、実際に内戦に直面した既存の政府の当局者にとっては受け入れやすい方法ではなからうか。現実の内戦に直面した政府にとっては、つまり、事後の、かつ非公式的（あるいは黙示的）な方式として、この紛争当事者の合意方式が可能であり、また望ましいものである。

安保理の行動に示される国際社会の関心は、残虐行為に対する処罰に向けられている。たしかにそのような行為

を有効に抑止するためには個人の処罰は重要である。しかし、個人の行為を処罰するためにはその適用法規を明確にする必要がある。人道に対する罪とジェノサイド罪についてはここでは扱わないが、国際人道法の適用については多くの問題が含まれている。

安保理が国連憲章第7章にもとづいて行動しても、そのこと自体は当該内戦を（国際人道法の適用に関して）「国際化」しない。⁽¹⁾ 安保理がその内戦の「国際化」を認定することとせよというBirnbeckの提案は、傾聴すべき点はあるものの、おそらく諸国はこのような安保理の機能を受け入れないであろうし、また、安保理の政治的性格から望ましいかどうかともわからない。むしろ、安保理あるいは諸国が内戦の両当事者に国際紛争人道法を受け入れる合意を結ぶよう懇願することが現実的ではないか。

交戦団体承認は、国際人道法の適用に関して *an or nothing* であり、また、国際人道法の適用はその目的ではなく、その結果のひとつにすぎない。むしろ、人道法の適用のみを目的とした協定が望ましく、これをもつと国際社会は重視する必要がある。国連の安保理もこのような協定締結を両当事者に勧告することも可能な方法であろう。

注

(1) S/1994/1125 paras. 91-92.

(2) 本稿Ⅲ節②参照。